

第2章：少子・高齢社会、人口減少社会への備え

我が国の人口は、まもなく頭打ちから減少に転じ、我が国は、本格的な少子・高齢社会、人口減少社会を迎えることになる。仮に、今後人口減少のテンポが高まり、際立った技術革新も生じない場合には、労働力人口の減少、貯蓄率の低下など、経済成長を抑制するような要因が働きやすい社会となることが予想される。加えて、労働力人口一人当たりで現在よりも多くの高齢者を支えなければならず、将来世代の負担は今よりも重くなる可能性がある。このような人口減少によるマイナスの影響を最小限に抑えつつ、社会資本整備のゆとり、資本装備率の向上、能力発揮機会の増加等のプラスの影響を最大限に引き出すためには、人口変動に対応した経済社会システムづくりを進めるとともに、生産性の向上に向け構造改革を進めていくことが急務となっている。

以上のような長期的な状況を視野に入れながら、「あるべき姿」で想定された経済発展の軌道にスムーズに移行していくためには、変化への対応を可能とする経済社会の構造改革を進めるとともに、情報技術（IT）に代表されるような新しい技術を積極的に活用することにより、現在の自律的回復に向けた動きを中長期的な経済成長につなげていくことが重要である。

1. 安心でき、かつ効率的な社会保障

(1) 公的年金

公的年金を将来にわたり安定して運営できる制度とするためには人口構成の変化や給付水準等を考慮して、長期的な視野に立って制度を設計する必要がある。近年の少子化の進行、経済基調の変化という状況の中で、将来世代の過重な負担を回避するとともに確実な給付を約束し、安心して信頼できる年金制度の構築を目指すため、厚生年金の支給開始年齢を65歳に改めること等を内容とした国民年金法等の改正(平成12年3月)が行われた。今後とも、現在各方面から指摘されている年金制度に関する諸問題について、幅広い議論を積み重ねていく必要がある。

(2) 高齢者医療と介護

1) 高齢化の進行に伴い深刻化しつつある高齢者介護の問題に対処し、これを社会的に支える仕組みとして、介護保険制度が創設され、本年4月から実施されている。

また、平成11年12月には、地域の高齢者保健福祉水準の向上を図るための施策の大きな方向性を示すために、今後取り組むべき具体的施策、平成16年度における介護サービス提供の見込み量等を定めた「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」が策定された。

さらに、医療保険制度等の安定的運営を確保し、併せて給付と負担の公平等を図るため、老人の一部負担の定率化、高額療養費の見直し、健康保険の保険料率の上限の見直し、老人に係る薬剤一部負担金の廃止等の措置を講じることを内容とする健康保険法等

の改正案が第 147 国会に提出（平成 12 年 2 月）された³³。

- 2) 介護保険法の施行により、従来の措置制度による老人福祉と、老人医療に分かれていた高齢者介護が、個々の利用者が民間事業者等を含めた多様な提供主体により提供されるサービスを選択し契約する制度に変わった。第一部において検討したように、この制度変更により高齢者介護に市場の要素が強まったこともあり、公的介護サービスを核として、広く介護関連ビジネスが大きな市場として発展することが期待される。介護関係サービスの供給について、特に、利用者保護の観点から、それぞれの事業の性格に応じ、サービスの質、事業の継続性・安定性の確保などを十分考慮しつつ、多様な提供主体の参入を図る必要がある。医療については、平成 12 年 3 月に国会に提出された医療法等の改正案において、病院等が広告できる事項として診療録等に係る情報の提供に関する項目が追加されたところであるが、利用者による適切な選択ができるよう、引き続き広告規制の緩和を図る必要がある³⁴。

(3) 社会保障構造の在り方

社会保障制度が将来にわたり安定した効率的なものとなるよう、年金、医療、介護など総合的に、かつ、給付と負担を一体的にとらえて検討するために、「社会保障構造の在り方について考える有識者会議」が開催されている。

2. 年齢にとらわれない経済社会

少子高齢化による労働力の高齢化や厚生年金の支給開始年齢の引上げが行われる状況を展望すると、当面 60 歳前半層の高齢者の雇用機会の創出は重要な課題であり、65 歳までの雇用機会の確保が求められる。

そのため、高年齢者雇用安定法が改正（平成 12 年 10 月施行）され、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による 65 歳までの安定した雇用の確保を図るための必要な措置を事業主が講ずることを促進することとされている。

「政策方針」においては、「今後、個人の能力、貢献度に応じた賃金・処遇制度の普及状況を踏まえながら、高齢者の雇用促進の観点から、年齢差別禁止という考え方について、定年制と比較し、検討していくことが求められる。その検討をも踏まえ、高齢者雇用対策を推進する」としたところである。定年制が高齢者の雇用の維持、確保等の機能を有しているという側面を踏まえつつ、働く意欲と能力のある限り年齢にかかわらず働きつづけることのできる社会の実現の観点から、年齢差別の禁止という考え方についても、個人の能力、貢献度に応じた賃金・処遇等年齢にとらわれずに働く社会実現の前提条件や様々な制度に与える影響を考慮しつつ検討を深める必要がある。

33・34 健康保険法等の改正案及び医療法等の改正案は、衆議院解散により、廃案となった。

3. リカレント型のライフコース³⁵

リカレント型のライフコース実現に向け、大学院設置基準の改正による修士課程の修業年限の弾力化（平成 11 年 9 月施行）や放送大学大学院の設置（平成 14 年 4 月学生受入れ予定）に向けた準備の推進等による生涯学習環境の構築が進められている。今後とも、大学院等における学習機会の活用等により社会で個人が自己実現できるような環境を整えていくことが必要である。なお、平成 11 年 11 月より第 5 期生涯学習審議会において、新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について審議が行われ、中間報告がとりまとめられた（平成 12 年 6 月）。

4. 少子・高齢社会における街づくり

(1) 歩いて暮らせる街づくり

生活の諸機能がコンパクトに集合し身近に就業場所のあるバリアフリーの街において、幅広い世代が交流し、助け合うことなどを通じ、身近な場所での充実した生活を可能とするとともに、これからの本格的な少子・高齢社会に対応した安心、安全でゆとりのある生活を実現するため、「歩いて暮らせる街づくり」関係省庁連絡会議が設置され、経済新生対策（平成 11 年 11 月）をも踏まえ、「歩いて暮らせる街づくり」が積極的に推進されることとなった。

「歩いて暮らせる街づくり」構想は、①生活の諸機能がコンパクトに集合した暮らしやすい街づくり、②安全・快適で歩いて楽しいバリアフリーの街づくり、③街中に誰もが住める街づくり、④住民との協働作業による持続性のある街づくり、を総合的に実現しようとするものであり、優れた取組が行われる地区で実施される事業等に対して重点的な支援を行うこととしている。

また、先導的な「歩いて暮らせる街づくり」への取組を早期に着手・実現するために、地方公共団体への公募により選定された全国 20 箇所の地区において、モデルプロジェクトを実施することとしている。

今後、モデルプロジェクトの結果の取りまとめと、一般への公表、情報提供等を通じて、「歩いて暮らせる街づくり」を全国で推進していく必要がある。

(2) 少子・高齢社会にふさわしい社会資本

1) 高齢者等が安心して快適に生活できるよう、社会資本整備について以下のような施策が進められている。

①公共施設や情報機器等のユニバーサルデザイン³⁶化について、高齢者・障害者向けの

³⁵ 「リカレント型のライフコース」とは、「学校教育」を人々の生涯にわたって分散させることにより、生涯にわたり様々なライフコースを選択できるようになることであり、その本来の意味は、「職業上必要な知識・技術」を修得するために、フルタイムの就学とフルタイムの就職を繰り返すことである。我が国では、一般的にこの概念を諸外国より広くとらえ、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合及び学校以外の場で学ぶ場合もこれに含めている。

³⁶ すべての人が使えるようにデザインするという考え方。

通信・放送サービス充実研究開発への助成や高齢社会における情報通信の在り方、支援に関する研究、福祉支援情報通信システムの開発・展開等情報バリアフリー環境の整備に向けた取組が行われている。また、平成10年5月、ISOの総会にて、我が国の提案により高齢者・障害者のニーズに適合した製品及び環境の設計方法について検討するワーキンググループが設置され、我が国が議長国となり、平成11年度中に3回開催された。現在、高齢者・障害者のガイド等について検討が進められている。

- ②公共施設のバリアフリー化について、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定（平成12年5月公布）されるとともに、官庁施設、バス、鉄道駅、歩行空間、公園緑地等のバリアフリー化に係る税財制措置が講じられた。

今後は特に、乗降客数が一定規模以上の旅客施設等を中心としてその周辺に病院、福祉施設、官公庁施設等がある地区において、旅客施設、道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する。

- ③防災性の向上のため、防災拠点や防災公園等の整備、市街地再開発事業、土砂災害対策の推進等が行われるとともに、これと連携した避難路、緊急輸送路の確保等が行われている。

- 2) また、豊かで活力ある社会を実現するためには、経済社会全体の効率（生産性）を高めることが重要である。そのため、移動時間の短縮や物流の効率化に資するよう、バイパス・環状道路の整備、交差点の立体化や踏切除却等による渋滞ボトルネック100箇所の解消、鉄道等公共交通機関の整備、鉄道駅等交通結節点における駅前広場の整備、自由通路、アクセス道路等の整備、情報提供システム等の整備を行うことによる乗継ぎの利便性の向上等が推進されるとともに、オフピーク通勤の推進強化のための対策の検討が開始されており、引き続き、交通円滑化のための総合的な対策を進める必要がある。

さらに、これらを通じて、地域間の連携・交流を促進し、諸機能の分担、相互補完を図る必要がある。

5. 少子化への対応

- 1) 結婚や出産は個人の選択であるが、固定的な性別役割分業や雇用慣行の是正、職場や地域における仕事と育児との両立支援など、個人が望む選択ができるような環境整備を行っていくことが必要である。こうした観点から、「政策方針」において、「少子化に対応するための基本的な方針を策定する」としたところである。

今後の施策の適切かつ効果的な推進を図るため、「少子化への対応を考える有識者会議」の提言（平成10年12月）の趣旨を踏まえ、中長期的な総合的な少子化対策の方針として、固定的な性別役割分業や雇用慣行の是正等の基本的な施策を示した「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月少子化対策関係閣僚会議決定）が策定されるとともに、

「基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として、関係大臣の合意により、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定された。さらに、児童手当法が改正（平成12年5月）され、児童手当の給付対象が拡大さ

れた。

- 2) 今後は、「新エンゼルプラン」に掲げられた施策を着実に実施していくことが必要である。特に、育児と就業の両立を図るため、地域の特性に応じた保育サービスの充実及び利用者のニーズに応じた保育サービスの多様化と質の向上並びに雇用環境の整備を図る必要がある。

第3章：環境との調和

1. 循環型経済社会の構築

環境との調和を保ちながら持続的経済発展を達成するためには、循環型経済社会を構築することが緊急の課題であり、そのための行動基盤として循環型社会形成推進基本法を始めとする各種法制度等の整備・充実³⁷、環境負荷の定量的情報を表示する環境ラベルや環境コスト把握の精緻化・内部化の研究、インターネットを活用した環境会計実施支援システムの開発等が行われている。

循環型経済社会を構築するための技術基盤の形成については、LCA手法の調査・研究開発、工場建設の環境負荷低減手法の確立に係る基礎調査、海運・鉄道を活用した家電リサイクル品輸送システムの開発等が行われている。また、一般廃棄物の低コスト溶融技術や環境負荷を低減する新材料、建設廃棄物やOA機器等の解体・分別技術の研究開発等への支援、建設副産物や木質系廃棄物等の有機性資源のリサイクル用途・製品等の研究・開発等への支援及びこれらの有効活用に資する各種整備が行われている。このほか、中央環境審議会、生活環境審議会、産業構造審議会等においても、廃棄物の排出抑制やリサイクル推進の観点から所要の検討が進められている。

今後、効率的な形で循環型社会を構築していくためには、第一部で検討したように、循環資源に係る適正な市場を整備し、優良な静脈産業を育成することが重要であり、そのための施策を推進していくことが重要である。

2. 地球温暖化をはじめとする地球環境問題への対応

(1) 国際的枠組み作りと途上国への技術支援等

我が国は、地球環境保全に関する国際交渉に積極的に参画してきている。特に地球温暖化対策については、気候変動枠組み条約第5回締約国会議（COP5：99年（平成11年）10～11月）において、京都議定書の発効に必要となるルールや手続に関し、第6回締約国会議（COP6：2000年（平成12年）11月）で結論を得ることが閣僚レベルで確認され、今後はそのための取組を強化することで意見が一致した。今後の課題としては、引き続き地球環境に関する国際的な取組を強化するとともに、地球温暖化対策については京都議定書を遅くとも2002年（平成14年）までに発効できるよう国際社会に対して働きかけていく必要がある。

なお、開発途上国に対しては、環境分野の政府開発援助が積極的に実施されるとともに、

³⁷ 第147国会で、以下の法律が制定又は改正された。

- ・循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日（一部平成13年1月6日）から施行）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（改正）（平成12年10月1日（一部平成12年6月2日及び平成13年4月1日）から施行）
- ・資源の有効利用の促進に関する法律（改正）（平成13年4月1日から施行）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年6月7日から起算して1年を超えない範囲内において政令（未公布）で定める日から施行される予定）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日から起算して6月（一部1年及び2年）を超えない範囲内において政令（未公布）で定める日から施行される予定）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成13年1月6日（一部平成13年4月1日）から施行）

政府開発援助をはじめ、海外において行われる事業等の実施に際しては、適切かつ効果的な環境配慮が行われている。

(2) 国内的な取組み

京都議定書に定められた我が国の温室効果ガス排出削減目標に向けて、省エネルギー対策の推進等が実施されているところであり、引き続き、各分野における省エネルギー対策等を推進し、併せて新エネルギー等の開発・導入を推進するとともに、原子力についての安全性の確保を前提に、国民の理解を得つつ、その開発及び利用を進める必要がある。

地球温暖化対策については、我が国として、2002年までの京都議定書発効を目指し、関係国による議定書締結を可能なものとするため、COP6に向けた国際交渉に臨んでいるところであり、国際交渉の進捗状況も踏まえつつ、締結に必要な国内制度に総力で取り組む必要がある。

また、平成11年末の政府税制調査会答申において、汚染者負担の原則を基本としつつ、環境施策全体を視野に入れた幅広い観点から環境関連税制の検討を行うとされた。今後、環境施策全体を視野に入れたより効率的な対策の実施に向け、規制的措置、自主的取組、経済的措置など幅広い観点から、総合的な検討を行う必要がある。

(3) 環境にやさしい安全な持続的発展社会を支える社会資本

環境にやさしい持続的発展社会を築くため、関係省庁の連絡会議において「健全な水循環系構築に向けて（中間とりまとめ）」がまとめられるなど、健全な水循環系の構築が進められるとともに、積極的なアメニティの確保や生物生息空間の整備・保全など、道路、河川、港湾、海岸、土地改良施設等の環境の整備が推進されている。

また、国土保全事業として、森林防災機能強化や流域水防災対策等の治山・治水事業等が推進されるとともに、道路防災対策が重点的に実施されている。

さらに、大気汚染や騒音などの沿道環境を改善するための道路整備等が推進され、沿道に居住する人々の生活環境の保全が図られている。

第4章：世界秩序への取組み

1. 世界経済のルールづくりへの取組み

(1) WTO交渉における働きかけ

我が国は、グローバリゼーションの進展に貢献し、その利点を最大限享受していくため、第3回WTO閣僚会議に向けた準備過程並びに同閣僚会議（1999年（平成11年）11～12月、シアトルにて開催）において、①包括的な多国間投資ルールの策定、②競争に関する国際的枠組みの形成、③知的所有権の一層の保護と国際的制度調和、を含む包括的交渉の立上げを主張し、2000年（平成12年）からの新ラウンド開始に向けた各国のコンセンサス作りに積極的に努めてきている。また、電子商取引に関しては、分野横断的な議論の再開を主張してきている。

第3回WTO閣僚会議では、交渉分野の範囲を巡る各国の対立や交渉の進め方に対する開発途上国の不信等により、閣僚宣言の取りまとめには至らなかったが、今後とも、多角的自由貿易体制を維持・強化するべく、主要国間の率直な対話と協力等を通じ、包括的なラウンド交渉の早期立上げに向けて努力していく必要がある。同時に2000年（平成12年）年初より開始された農業交渉及びサービス貿易交渉に適切に対処していくことが重要である。

(2) 国際金融資本市場におけるルールづくり

国際的な通貨危機を予防し得る安定的な国際通貨金融システムの確立に向け、IMF改革に関し外部評価機関による経済調整プログラムの妥当性評価の導入検討や、通貨・金融危機の未然防止を目的とする予防的クレジットラインの適用条件見直し等、広範な分野において改革に向けた取組が進められている。G7（2000年（平成12年）1月）において、融資制度の包括的な見直しを含むIMF機能の強化に向けた協力の継続について合意がなされており、IMFのいわゆる「最後の貸し手」機能の維持・強化や手続の透明性の向上等が引き続き重要な課題となっている。

また、資本の大量かつ急激な流出等によりもたらされたアジア通貨危機の経験等を踏まえ、国際通貨金融システムの安定性向上の観点から、G7諸国や国際金融機関等により構成される金融安定化フォーラムにおいて、ヘッジファンド等高レバレッジ機関の取引相手である金融機関側のリスク管理強化、高レバレッジ機関自身のディスクロージャーの向上や直接規制の可能性等について、様々な角度から検討が進められ、提言が行われている。

国際金融資本市場のグローバル化が進展するなか、今後とも、国際通貨金融危機を予防、解決し得る安定的な国際通貨金融システムの確立に向けた努力を継続していく必要がある。

2. アジア地域の中での役割

1997年（平成9年）7月にタイに端を発したアジア通貨・金融危機の影響により、1998年（平成10年）は多くのアジア各国・地域で景気が大きく後退した。しかし、通貨・金融危機の発生から3年近く経過し、アジア経済には回復の動きが広がってきている。

我が国は、「アジア経済再生ミッション」（1999年（平成11年）8～9月、団長：奥田日経連会長）の報告を踏まえた「東アジアの人材の育成と交流の強化のためのプラン」（小淵

プラン)をASEAN+日中韓首脳会議(1999年(平成11年)11月)において表明するとともに、「経済構造改革支援のための特別円借款」の対象国及び対象分野の拡大や、ASEAN+日中韓経済大臣会合の開催等を通じて、アジア地域の持続的な成長に向けた支援を行っている。

また、最も近い隣国であり経済発展段階が比較的近い韓国との間で日韓投資協定締結に向けた本交渉、自由貿易協定に関する研究機関間の共同研究が実施されたほか、シンガポールとの間でも自由貿易協定に関する産学官での検討が行われるなど、二国間において貿易・投資の自由化やこれを含む経済関係深化に向けた枠組みの検討が進められている。

今後とも、WTO等の多国間の枠組みを補完するものとして、APECをはじめとする地域協力や、二国間の経済面の環境整備を進め、ボゴール宣言等の実現やアジア域内の連携推進に向けて先導的な役割を果たしていく必要がある。

一方、我が国が「アジア通貨危機支援に関する新構想」(新宮澤構想)に基づき用意した総額300億ドルの資金支援スキームの下、中長期・短期合わせて210億ドルの支援策が表明され、順次資金支援が実施されるなど、アジア諸国の経済回復の支援、国際金融資本市場の安定化が図られてきている。

また、アジア域内における危機予防体制整備の観点から、マニラ・フレームワークに基づく域内サーベイランスにおける意見交換に加え、いわゆるアジア通貨基金構想が、中期的に考えていくアイデアの一つとして国際会議等の場で議題とされた。さらに、ASEAN+日中韓蔵相会議(2000年(平成12年)5月)において、ASEANスワップアレンジメントを全てのASEAN加盟国を含むよう拡大するとともに、ASEAN、中国、日本及び韓国の間で二国間のスワップ及びレポ取極のネットワークを構築することが合意された。今後とも、アジアの通貨・金融危機防止のため、域内における緊密な連携、機動的な支援体制の確立が重要な課題である。

なお、民間部門による円建て取引拡大の可能性の検討等、円の国際化の一層の推進に必要な政策等について調査・研究が進められているところであり、引き続き円の国際通貨としての役割強化に向けた取組を推進する必要がある。

3. 「世界の知的活動拠点」の形成

従来の規格大量生産型の経済社会から多様な知恵の時代にふさわしい経済社会への移行、IT革命によるネットワーク型社会の形成、グローバル化の進展といった歴史的潮流変化の下で、世界の経済社会情勢の変化や進歩のスピードに対応し、我が国の経済的・文化的・知的豊かさの増進や世界への貢献を実現していくためには、得意分野で世界に発信し、世界から最新の知恵・情報を牽引すること、すなわち、「知恵・情報の創造・受発信において世界の中核の一つとなること」が不可欠である。

このような「世界の知的活動拠点」は、<新しい知恵の創造による魅力あるコンテンツの創出 → 世界への情報発信と世界からの人材や情報の牽引 → 知的交流の促進 → さらに新しい知恵の創造による魅力あるコンテンツの創出>の好循環により形成される。

したがって、「世界の知的活動拠点」を形成するためには、

① 魅力あるコンテンツの創出

② 世界への情報発信

③ 知的交流の促進

のための環境整備を推進していかなければならない。これらに関し、現在、大学の組織運営の活性化、産学官の連携の推進、創業・ベンチャーの支援、情報通信の高度化、情報教育や英語教育の充実、外国人研究者や留学生の受入れ促進等の施策が講じられているところである。今後、別添（62～65ページ参照）のような視点に立った施策を推進するとともに、これらについて、さらに幅広い検討を進めた上で、政府として「世界の知的活動拠点」を形成するための包括的なプログラムの策定に取り組む必要がある。

なお、現在政府が進めているインターネット博覧会（第一部参照）は、世界の知的活動拠点の形成に向けた基盤づくりに大きく貢献するものであり、こうした観点からも積極的に推進していく必要がある。

4. 国際経済協力のあり方

国際経済協力のあり方については、世界経済情勢の変化を踏まえ、ソフト面の充実・強化、実施段階でのモニタリングや事後評価の充実及びその情報の国民に対する分かりやすい積極的な開示・提供、多様な主体による役割分担等の観点から、様々な施策が採られてきている。

また、上記の観点を踏まえ、「政策方針」では、「開発途上国経済を巡る中長期動向について考察を深めるとともに、国際経済協力に関わる多様な主体による役割分担・連携に配慮しつつ、21世紀における国際経済協力の展望を明らかにする」こととしたところであり、現在、そのための基礎調査等が行われているところである。

なお、透明性・効率性の向上を図るため、関係省庁の連携の下、「政府開発援助に関する中期政策」が平成11年8月に策定された。

第5章：政府の役割

1. 行政の効率化と財政再建

(1) 組織の簡素化と事業効率の向上

1) 21世紀にふさわしい行政組織を構築するためには、その機能、責任領域の見直しを行い、国の行政の効率化を推進することが必要である。そのため、中央省庁を平成13年より現在の1府22省庁から1府12省庁とし、128の官房・局の上限を96に、約1200ある課室を1000程度に削減することとなったほか、独立行政法人の導入、審議会等の整理が同時に行われる。これにより、業務を減量化していくことが重要である。

また、公共サービスの効率的、効果的な提供を可能とするため、費用対効果分析を含めた総合的な事業評価を充実する必要があるが、平成12年度予算については、新規事業6,020について、費用対効果分析を含んだ新規事業採択時評価が実施された。また、継続事業1,795については、再評価が実施され、その結果47事業については中止・休止等にする事とされた。さらに、事業完了後の事業評価については、一部の事業については平成11年度より試行的に実施されている。

このほか、「政策方針」では、「事業の時間的効率性を向上させるために、時間管理概念を導入する」との提言を行ったところであり、その意義や手法について検討が開始されているが、今後、更に具体的かつ幅広い検討を進め、事業の遅延がもたらす時間的損失の算出、その公表を通じた情報の共有化、行政機関同士や関係者との調整を図るための制度整備を促進していく必要がある。

2) また、より価値の高い公共サービスを提供するため、PFIを積極的に推進する必要がある。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が施行（平成11年9月）され、また、同法に基づき、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」が策定（平成12年3月）されたことに伴い、我が国においても、本格的にPFIによる公共サービスの提供が行われるための制度が整備された。今後は、基本方針にのっとり、国・地方公共団体等の公共施設等の管理者等においてPFI事業が実施され、低廉かつ良質な公共サービスが提供されることが期待される。

(2) 生産性向上のための組織編成、人事管理

行政の複雑・高度化が進む中で、部内育成では得られない専門性や多様な経験を有する民間の人材を公務部門で活用する必要性が高まっており、外部からの中途採用の拡大に資する仕組みの整備に努めるとともに、人事交流を促進する等国家公務員制度の改革を進めることが重要である。

人事交流に関しては、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成11年4月中央省庁等改革推進本部決定）を踏まえ、国家公務員制度改革を積極的に推進する観点から、平成11年12月には「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」が成立し、国と民間企業との間の双方向の人事交流制度の整備が図られている。

また、民間の人材を公務に円滑に誘致する観点から、平成 10 年 3 月、「公務の活性化のために民間の人材を採用する場合の特例」に関する人事院規則が整備された。さらに、人事院において、民間人材の採用を一層円滑化するため、任期付採用を含む民間人材採用の円滑化システムの法制化について意見の申出に向けた検討が進められている。

(3)財政の健全性確保・財政再建方策

- 1) 我が国景気の現状は、緩やかな改善が続いているものの自律的回復には至っておらず、平成 12 年度予算においては、我が国経済を本格的な回復軌道に乗せるため経済運営に万全を期すとの観点から、公共事業、金融システム安定化・預金者保護に万全の対応を行うとともに、ミレニアム・プロジェクトをはじめとして、科学技術、環境等 21 世紀に向け我が国経済を新生させるための施策に対し、重点的・効率的な配分が行われている。
- 2) 中長期的に財政の健全性を確保していくためには、公共部門全体につき思い切った見直しを行うことが必要である。
 - ①行政の減量化を進め、事務事業の効率的実施を図るため、2001 年 4 月以降の 89 事務事業の独立行政法人化に向け、独立行政法人の設立に必要な事項等を定めた独立行政法人個別法、「独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律」が制定（平成 11 年 12 月）されたほか、アルコール専売事業等 5 事務事業の廃止・民営化等により、事務事業の減量化が推進されることとなっている。
 - ②また、政府税制調査会において、個人所得課税、法人課税をはじめ、消費課税や資産課税の分野も含めた税制全般のあり方について総合的な検討が進められているところであり、今後とも、行政サービスを賄うために必要な税制のあり方について、経済・財政状況等にも配慮しつつ検討を進めていく必要がある。
 - ③国有財産については、国が使用中の国有地は集約・立体化等の効率的な利用が図られ、公用、公共用の利用が見込まれない未利用国有地については積極的な売却が推進されるとともに、国有地の効率的な使用を徹底し処分を促進するため、行政財産等の使用状況実態調査及び未利用国有地の総点検が実施されている。また、政府保有の NTT 株式の売却が進められている。
- 3) 我が国財政は、平成 12 年度末の国と地方の長期債務残高が約 645 兆円にも達する見込みであるなど極めて厳しい状況にあり、財政構造改革は今後避けて通ることのできない重い課題となっている。この課題については、「政策方針」で示した、「日本経済が回復軌道に到達した後、財政再建の具体的プログラムを策定する」との考え方に沿って、我が国経済を民需中心の本格的な回復軌道に乗せた上で、我が国経済社会の姿と財政・税制上の諸課題に関する総合的な検討を踏まえて、速やかに抜本的な措置を講じることが求められる。

(4) 行政の透明性確保

行政の透明性及び信頼性の確保、国民に対する説明責任の徹底を図るため、行政活動に対する外部からの監視機能がより働きやすいものとするのが重要である。そのための方策として、国民からの意見を政策決定に反映するための取組が採られており、特に、規制の設定又は改廃に当たっては、広く国民等に対し案等を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意思決定を行う意見提出手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が実施されている。また、公共事業等の分野において政策評価が試みられている。今後、各省庁において、幅広い行政分野にこうした手続が導入されていくことが必要である。

また、政府会計について、企業活動に比較的近い活動を行っている特別会計については、その性格にかんがみ従来より発生主義的な会計処理に基づく貸借対照表等が作成されている。また、国の財政事情をできるだけ国民にわかりやすく開示するとの観点から、これまで個別に開示されていた一般会計及び特別会計に係るストック情報を企業会計的要素も導入しつつ貸借対照表の形式で連結し、一覧性のある形で示すことについて検討が行われている。

2. 地方の自立

(1) 地方分権の推進と地方の自己決定能力の向上

1) 地方の自立を促すためには、国から地方公共団体への権限委譲を進め、地方分権を推進するとともに、地方の税財源の在り方について、地方の自己決定能力と自己責任を強化していくという観点に立った施策を推進していくことが重要である。

①「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年 7 月公布、以下「地方分権一括法」という）により、国・地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止及びそれに伴う事務区分の再構成、国の関与等の見直し、権限委譲の推進、必置規制の見直し、地方公共団体の行政体制の整備確立等に係る関係法律 475 本の整備が一括して行われた。また、引き続き地方分権を総合的かつ計画的に推進するため、地方分権推進委員会による監視等を規定している「地方分権推進法」の改正（平成 12 年 5 月施行）により、その有効期間が、平成 13 年 7 月まで、1 年間延長された。

②地方税財源については、地方分権一括法の附則において、「国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」との規定が盛り込まれた。

また、地方分権一括法に基づく地方税法の改正（平成 12 年 4 月施行）により、法定外目的税を創設するとともに、法定外税についての許可制を廃止し国の同意を要する事前協議制に移行する他、税源の所在及び財政需要の有無については協議事項から除外し協議事項の範囲を縮減するなど、地方公共団体の課税自主権の拡大が図られた。

③国庫補助負担金については、廃止、一般財源化、補助対象の重点化等の整理・合理化が積極的に進められるとともに、国が箇所付けしないことを基本として、具体の事業

箇所・内容について地方公共団体が主体的に定めることができることを基本的な仕組みとする統合補助金や、一定の政策目的を実現するために複数の事業を一体的にかつ主体的に実施することができるような類型の統合補助金が創設された。

- ④地方交付税については、地方分権一括法に基づく地方交付税法の改正（平成 12 年 4 月施行）により、交付税の額の算定方法に関する地方団体の意見提出制度が創設されるとともに、地方分権推進計画に沿って、地方交付税の算定方法の簡明化が行われた。
- ⑤地方債については、地方分権一括法に基づく地方財政法の改正（平成 12 年 4 月施行）により、平成 18 年度より許可制度から協議制度に移行することとされた。

2) 今後の地方の税財源のあり方については、住民の受益と負担との関係の明確化を図り、地方の自己決定能力と自己責任を強化することが必要であり、地方における歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図ることが必要である。また、地方分権の進展に伴い、国と地方の役割分担を踏まえつつ、中長期的に、国と地方の税源配分のあり方についても検討しながら、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築について検討する必要がある。

今後、国庫補助負担金や地方交付税など他の財源のあり方と関連させながら、地方分権を支える自主財源としての地方税の充実確保の方途について検討していくことが適当である。

(2) 行政の広域化の推進

市町村の広域化については、地方分権一括法に基づく市町村の合併の特例に関する法律の改正（原則として平成 11 年 7 月施行）により、住民発議制度の拡充、地方交付税の合併算定替の期間の延長、合併特例債の創設等、合併に向けた支援措置が拡充されるとともに、自治事務次官から、都道府県知事に対して、市町村合併のパターン等を内容とする「市町村の合併の推進についての要綱」の作成が要請された。介護保険に関する事務等を中心に広域連合の設立も相次いでおり、地方分権の進展とも相まって、今後、市町村の機能がより強化されることが見込まれる。

中長期には、このような市町村の機能強化や地方分権の進展状況を踏まえて、都道府県の広域化について、幅広く検討することが必要である。都道府県合併や道州制導入については、地方自治制度の基本的構造に関わる極めて重要な問題であり、かつ、国家全般の政治行政上に重大な影響を及ぼす問題であることから、その効果や課題に関する基礎的・実証的検討とこれに基づいた国民的議論を深めていくことが必要である。

(3) 住民参加の拡充

街づくりへの住民参加を拡充する観点から、都市計画法及び建築基準法の改正により、地区計画等に対する住民参加手続の充実、都市計画の案の縦覧の際の理由書添付等、都市計画決定手続の合理化が図られたほか、住民等の街づくり活動に対するソフト面での支援策が講じられている。

また、「第 26 次地方制度調査会」において、住民参加のあり方、住民投票制度の検討、地方議会制度のあり方等について幅広く審議されている。

今後、地域づくりへの住民やNPO等の積極的参加を推進していくとともに、近年の地域住民の価値観の多様化に伴い、合意形成に至るまでの住民間の利害調整が一層難しくなっていることから、専門家による調停等も含め、調整の手法について幅広く検討を行うことが求められる。